

豚熱採材・送付マニュアル（事業者用）

令和5年10月23日 山口県農林水産部

○豚熱とは？

豚やイノシシが感染する病気で、強い伝染力と高い死亡率が特徴の、養豚業界にとって深刻な伝染病の一つです。

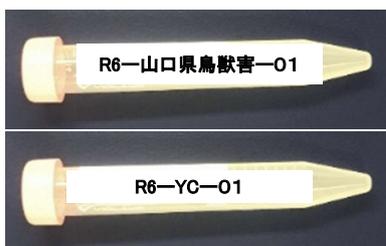
1 準備

- 検体容器（検体番号記入）
（1本/頭）

検体番号： 年度ージビエ施設名ー通し番号*
（検体番号例） R6ー山口県鳥獣害ー01

この部分は農林水産政策課と協議し略称等でも可
（検体番号（略称）例） R6ーYCー01
R6ー山口①ー01 等

※年度を通して施設ごとの番号を記載（重複しないように注意すること）



- 消毒用アルコール
（1本）



- 紙タオル
（数枚/頭）



- 使い捨て手袋
（1双/頭）



- 紙コップ
（1個/頭）



- スポイト or 注射筒
（1本/頭）



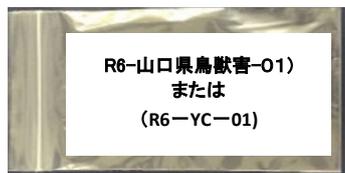
- ごみ入れ
（1袋）

各自ご用意下さい

- ジッパー付袋 1枚/1頭



- ジッパー付袋（検体番号あり）1枚/1頭



- クーラーBox
（1個）



- 保冷剤
（3個）



【家畜保健衛生所へ郵送する場合】

- 検体輸送箱



- 送り状

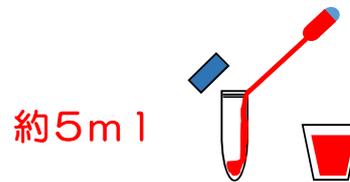


2 検体採材

- ① イノシシの血液を紙コップに回収する。



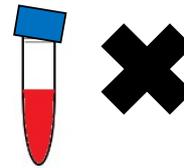
- ② 紙コップに回収した血液をスポイトや注射筒等で容器に移す。
※血が固まっている場合、液体、ゼリー状のもの（なければ固形部分）を移す



- ③ 容器の口に血液がついた場合は、フタをする前に容器の口元の血液を紙タオルでふき取る。



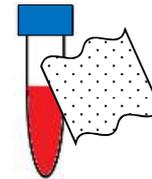
- ④ フタをして、フタがゆがんでいないことを確認する。
※ 血液の漏れに注意！！



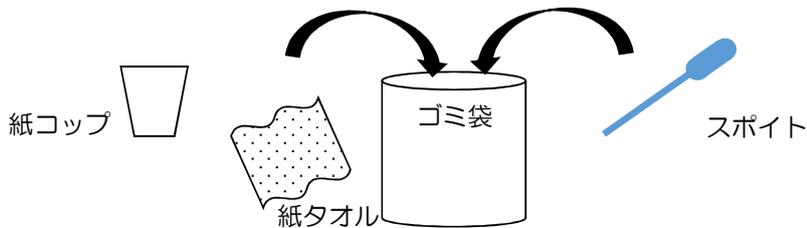
- ⑤ 容器の周囲に消毒液をかける。



- ⑥ 紙タオルでふき取る。



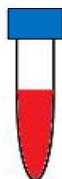
- ⑦ 使用した手袋、紙コップ、スポイト、紙タオルはゴミ袋に入れて適正に処分する。



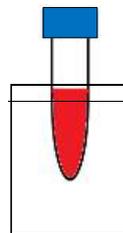
3 血液の保存 冷蔵保存（冷凍禁止！）

【車内等の汚染されない場所】

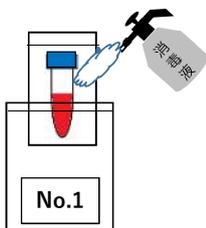
- ① 今一度、血液が漏れ出していないことを確認する。



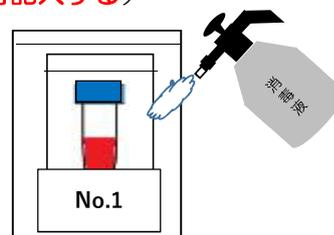
- ② 容器をジッパー付袋（番号なし）に入れて密閉する。



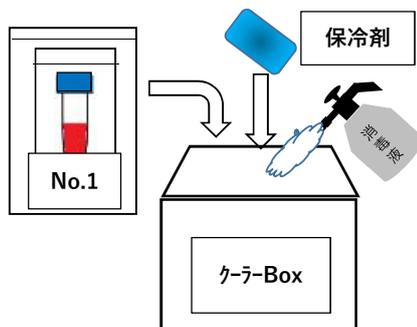
- ③ ジッパー付袋（番号なし）に消毒液をかけ、ジッパー付袋（番号あり）に入れる。



- ④ ジッパー付袋（番号あり）を密閉し、その外側に消毒液をかける。
（検体番号が消毒薬で消えた場合は、乾燥後再記入する）



- ⑤ 2重に袋に入った容器と氷又は保冷剤をクーラーBoxに入れ、消毒液をかけ冷蔵保存する。
※必要に応じて氷又は保冷剤を追加！！



4 豚熱検体送付書の作成及び農林水産政策課への送付

① 「豚熱検体送付書」に必要事項を記入する。

検体番号：R5- _____	施設名 _____	施設ごとの各年度の通し番号 _____
豚熱検体送付書（ジビエ施設用）		
令和 ____年 ____月 ____日		
山口県知事 様		
申請者 住所： _____		
氏 名： _____		
電話番号： _____		
次のとおり採材しましたので、送付します。		
記		
1 捕獲（採材）日時： 令和 ____年 ____月 ____日 ____時 ____分		
2 捕獲場所： _____		
3 捕獲方法（該当のものを○で囲む） 銃 ・ 箱わな ・ くくりわな ・ 囲いわな ・ その他（ _____ ）		
4 捕獲個体の情報： 成獣（推定20kg以上） ・ 幼獣		
体 長 _____ cm		
体 重（推定） _____ kg		
性 別（該当のものを○で囲む）： オス ・ メス ・ 不明		
添付するもの： <u>捕獲地点を示した地図</u>		

② 地図上に捕獲地点を記入する。



③ 農林水産政策課に上記の①（豚熱検体送付書）、②（捕獲地点の地図）を送付する。

送付先

（住所：〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県農林水産政策課）

（TEL：083-933-3473）

FAX：083-933-3339

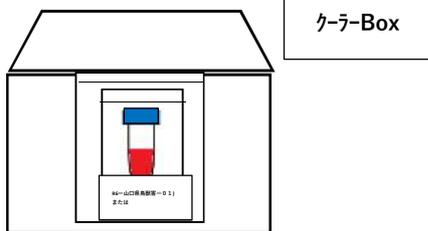
メールアドレス：a17100@pref.yamaguchi.lg.jp

5-1 検体の輸送（中部家畜保健衛生所病性鑑定室に持参する場合）

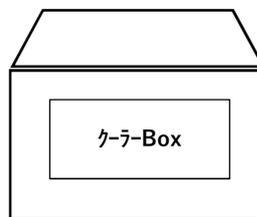
※以下の①を平日に家畜保健衛生所へ持参する。

注意：狩猟時に使用しない服装及び靴でお越しください。

① 検体入りクーラーボックス



★窓口で①を手交し、クーラー-Boxと保冷剤を自宅に持ち帰る。



検体持ち込み先

名称：山口県中部家畜保健衛生所病性鑑定室
住所：〒754-0897 山口県山口市嘉川671-5
TEL：083-989-2517

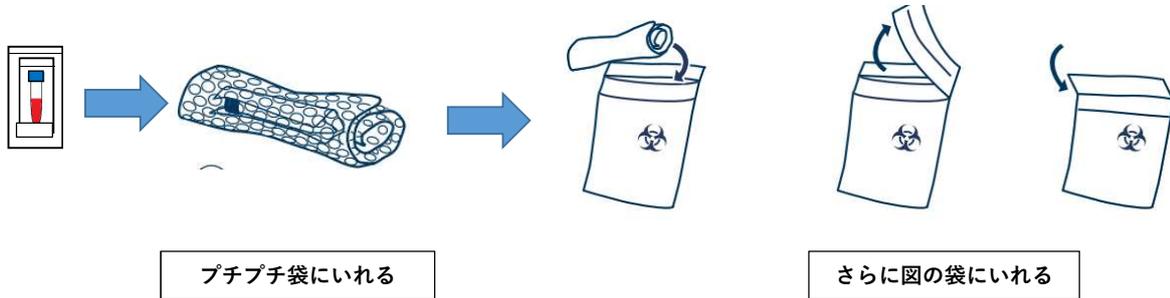
山口県中部家畜保健衛生所
病性鑑定室



5-2 検体の輸送（中部家畜保健衛生所病性鑑定室へ郵送する場合）

※ 平日着で郵送する。

- ① 2重袋の容器をプチプチ袋にいれ、さらに図の袋にいれる。
※箱に収まれば複数本同時に送付可



- ② 検体（要検体番号の記入）を輸送箱に入れる。



- ③ 検体輸送箱のフタをテープで止める。



- ④ 郵便局に持ちこみ、もしくは集荷を依頼し、以下の施設に送付。

送付先：山口県中部家畜保健衛生所病性鑑定室
住所：〒754-0897

山口県山口市嘉川671-5

TEL：083-989-2517

- ※ 内容については、「いのしし検体」と記載。
※ 送料は各自ご負担願います。
※ 冷蔵（×冷凍）で保管し、ゆうパック（常温）で送付します。
※ 郵便局以外の宅急便では送付できません。
また、郵便局が対応できない場合は御相談ください。

検体番号：R5— _____ — _____
施設名または略称(要協議) 施設ごとの各年度の通し番号

豚熱検体送付書 (ジビエ施設用)

令和__年__月__日

山口県知事 様

申請者 住 所： _____

氏 名： _____

電話番号： _____

次のとおり採材しましたので、送付します。

記

1 捕獲 (採材) 日時： 令和_____年_____月_____日_____時頃
2 捕獲場所： _____
3 捕獲方法 (該当のものを○で囲む) 銃 ・ 箱わな ・ くくりわな ・ 囲いわな ・ その他 ()
4 捕獲個体の情報： 成獣 (推定20kg以上) ・ 幼獣 体長 _____ cm 体重 (推定) _____ kg 性別 (該当のものを○で囲む)： オス ・ メス ・ 不明

添付するもの：「捕獲地点を示した地図」

山口県鳥獣保護区等概要図 令和4年度(2022年度)

◎メスキジ、メスマドリ、ツキノワグマは、令和9年9月14日まで、捕獲できません。

山口県鳥獣保護区等概要図

1. この図面は、保護区、休猟区等の位置と区域を示したものです。万一、区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに関係市町または関係農林(水産)事務所へたずね、誤りのないようしてください。

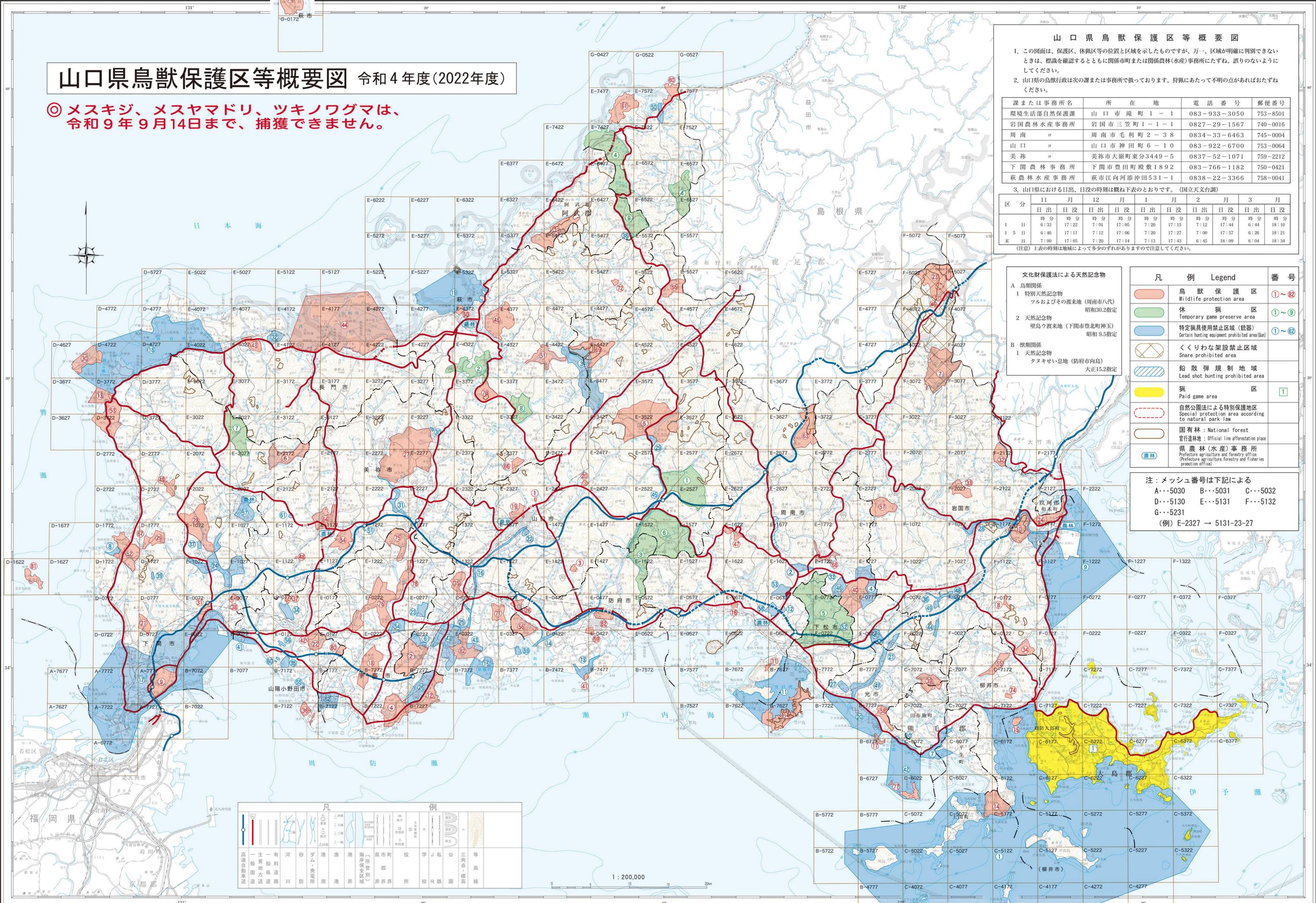
2. 山口県の鳥獣行政は次の課または事務所が扱っております。狩猟にあたって不明の点があればおたずねください。

課または事務所名	所在地	電話番号	郵便番号
環境生活部自然保護課	山口市滝町1-1	083-933-3050	753-8501
岩国農林水産事務所	岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1567	740-0016
周南	周南市毛利町2-3-8	0834-33-6463	745-0004
山口	山口市神田町6-1-0	083-922-6700	753-0064
美祿	美祿市大嶺町東分3449-5	0837-52-1071	759-2212
下関農林事務所	下関市豊田町殿敷189-2	083-766-1182	750-0421
萩農林水産事務所	萩市江向河添沖田531-1	0838-22-3366	758-0041

3. 山口県における日出、日没の時刻は概ね下表のとおりです。(国立天文台調)

区分	11月		12月		1月		2月		3月	
	日出	日没								
1 5日	6:33	17:22	7:01	17:05	7:20	17:15	7:12	17:44	6:44	18:10
末 5日	6:46	17:11	7:12	17:06	7:20	17:27	7:00	17:57	6:26	18:21
末 1日	7:00	17:05	7:20	17:14	7:13	17:43	6:45	18:09	6:04	18:34

(注意) 上表の時刻は地域によって多少のずれがありますので注意してください。



文化財保護法による天然記念物

A 鳥類関係
 1 特別天然記念物
 ツルおよびその渡来地(周南市八代) 昭和30.2指定
 2 天然記念物
 蝶島ウ渡来地(下関市豊北町神玉) 昭和9.5指定

B 獣類関係
 1 天然記念物
 タヌキせい息地(防府市向島) 大正15.2指定

凡例 Legend

凡例	番号
鳥獣保護区 Wildlife protection area	①~⑧⑩
休猟区 Temporary game preserve area	①~⑨
特定猟具使用禁止区域(銃器) Certain hunting equipment prohibited area(Gun)	①~⑥⑩
くくりわな架設禁止区域 Snare prohibited area	
鉛散弾規制地域 Lead shot hunting prohibited area	
猟区 Paid game area	①
自然公園法による特別保護地区 Special protection area according to natural park law	
国有林: National forest 官行造林地: Official line afforestation place	
農林(水産)事務所 Prefecture agriculture and forestry office (Prefecture agriculture, forestry and fisheries promotion office)	

注: メッシュ番号は下記による
 A...5030 B...5031 C...5032
 D...5130 E...5131 F...5132
 G...5231
 (例) E-2327 → 5131-23-27

凡例

高速自動車国道	一般国道	主要地方道	河川	ダム	港湾	漁港	港	境界	市界	町界	郡界	県界	役所	学校	JR	公道	三角点	標高
---------	------	-------	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----

令和四年 山口県環境生活部自然保護課

1 : 200,000